

◆新理事長就任にあたって——歴史としての「法文化」とそのダイナミズム

出口 雄一（慶應義塾大学）

2024年4月より、法文化学会の新しい理事長として選任いただきました。法文化学会には、1998年10月24日（土）に慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟A・B会議室で開催された創立記念総会および第1回研究大会から参加させていただいておりますが、その際はまだ大学院生であり、奇しくも今研究室がある同じ建物の1階で受付を担当しつつ、軽食のサンドウィッチと飲み物を発注して参加者の皆さんにお配りしたことを懐かしく思い起こします（開催校の責任者であった森征一先生の細やかな心遣いの帰結であったと記憶しています）。第1回研究大会に登壇された先生方の豪華な顔ぶれを改めて拝見し、先達が蓄積されてきた学会の歴史を再確認するとともに、それから流れた年月に自分がどれくらいのことを蓄積することが出来ただろうか、と自省しつつ襟を正す思いです。会員の皆様の中には、事務局時代にお世話になった方々も多くいらっしゃるかと存じますが、改めて、どうぞよろしくお願い申し上げます。

上記のような経緯で、私は「原始会員」ではありますが、そのキャリアがほぼそのまま学会の歴史と重なっておりますので、研究を進めるにあたって「法文化」をその視野に収めるということは、少なくとも自分の認識としてはなかなか出来なかった、というのが率直なところです。私がキャリアの最初に手掛けしたのは、戦後占領期の日本における法制改革の実証研究でしたが、研究を進める中で、GHQ側のスタッフにドイツから亡命してきたアルフレッド・C・オプラーという元裁判官がいたことに着目し、アメリカ軍による単独占領という色彩の濃い連合国の占領管理体制の下で行われた戦後法制改革が、占領／被占領という二項対立図式に解消される「アメリカ法の継受」とは言い切れないのではないか、ということを考えるようになりました。そして、オプラーについての史料を集めて研究を進めていくうちに、ドイツからアメリカを経由して日本にわたってきたその数奇な人生は、まさしく「異文化との接触」の過程そのものではないか、と改めて気づいた次第です（この頃から、専攻について記す必要がある際に「日本近現代法史」に加えて「法文化論」と書くようになったように記憶しています）。

現在は、占領期だけではなく、戦時・戦後の比較的長いスパンで日本の法と法学の歴史を研究していますが、法／法学という対象が文化現象の一端であるということは、研究を進めるうえで——強弱には違いはありますが——どこかで意識するように務めています。もっとも、私自身とし

ては、現在に至るまで「法文化」とは何か、という問いに確固たる答えを出すことが出来ているわけでは無いのですが、一つだけ方法論的な観点から言えることがあるとすれば、ともすれば静態的・固定的に捉えられがちな「文化」は、時間とともに変化していく対象であるということではないかと思います。戦後占領期はきわめて大きな変動を法にもたらし、それゆえに、異文化の接触（あるいは「衝突」）が観測しやすい時期ですが、このような極端な時期でなくとも、法というのは常に歴史的に変化しており、その変化が蓄積されていくことで「法文化」が出来上がっていく、そういう側面があるのではないかと考えております。学会における活動においては、そのような「法文化」のダイナミズムを捉える機会を多く持つことができれば、と念願しております。

◆第 25 回研究大会を終えて

坂井 大輔（千葉大学）

法文化学会第 25 回研究大会は、2023 年 10 月 21 日・22 日の 2 日間にわたって、松山大学にて開催された。コロナ禍の中での延期・オンライン開催を経て、実に 4 年ぶりの対面開催であった。

研究大会は 21 日午後、屋敷二郎理事長の開会挨拶からスタートした。その後、自由報告として勝又崇氏（一橋大学大学院）より「ドイツ地域固有法に関する「皇帝法理念」」というテーマでご報告をいただいた。よく知られるザクセンシュビーゲルの序文がコンスタンティヌスやカールの名を挙げていることに着目し、中世の法書におけるそのような「皇帝法理念」の広がりや丹念に追った上で、近世への影響をも見通す、という重厚な内容であった。

勝又報告の後、休憩を挟んで大会企画へと移行した。今回のテーマである「革命と戦争」は、2022 年 2 月以後のロシアによる大規模なウクライナ侵攻を受けて、暴力の行使やそれに伴う体制転換について改めて歴史的に問い直そうとしたものであり、会場校の遠藤泰弘氏（松山大学）と筆者との共同企画である。研究大会開催直前の 10 月 7 日には、イスラエルによるガザへの大規模侵攻が開始され、企画自体のアクチュアリティがさらに増してしまったことは、残念でない。

テーマ全体に関わる基調講演として、まずは山内進氏（一橋大学名誉教授・元松山大学特任教授）より「ヨーロッパ史における三つの革命と戦争の法」という論題でお話いただいた。ヨーロッパ史における「革命」を法制度史の観点から「聖俗分離革命」「主権革命」「人権革命」の 3 類型に整理した上でそれらと戦争との関係を探るという壮大な構想の下に、掠奪・フェード・正戦論・国際法といった山内法制史学のエッセンスが盛り込まれた、きわめて濃密な講演であった。私事ではあるが、学部 1 年の夏、『掠奪の法観念史』（東京大学出版会、1993 年）に衝撃を受け、後に山内ゼミの門を叩いた筆者としては、懐かしくも得がたい時間であった。

そして、初日最後の報告として、出口雄一氏（慶應義塾大学）「戦後法学」のなかの「革命」というテーマでご報告をいただいた。1989 年から 1994 年にかけて刊行された『講座・革命と法』を入口として、戦後法学における「革命」の位置付け、さらには「戦後法学」そのものの

複雑な布置連関を解き明かそうとする野心的な試みであった。

21 日夜、松山市内の料亭川瀬見において懇親会が開催された。瀬戸内の旬の食材を用いた懐石料理が供され、終始和やかな会となった。

22 日は引き続きテーマ報告が実施された。まずは荒邦啓介氏(淑徳大学)による「憲法を支えるもの ――憲法無効論について」である。氏は現行憲法体制の誕生を語る神話として定着している「八月革命」を相対化するために、今日では顧みられることの少ない井上孚麿の憲法無効論を取りあげ、「由緒来歴」に問題のある日本国憲法はたとえ内容が良くとも「守り難」いものであるとの井上の結論を紹介する。刺激的かつ挑発的な報告であった。

これに続いて、鈴木直志氏(中央大学)による報告、「近世ヨーロッパにおける軍事の変遷と国家・社会」が行なわれた。隊列の組み方などの戦術の変化が、傭兵軍から常備軍への変化と関連していくこと、そしてそれが近世ヨーロッパにおける国家・社会の転換(集権的統治体制の確立)と結びつくことを緻密に論証したこの報告は、軍事史に馴染みのない筆者にとって新鮮な驚きを伴うものであった。

休憩と総会を挟んで行なわれた最終報告は、遠藤泰弘氏(松山大学)による「非常事態の法的規制 ――ドイツ革命の事例から」であった。ワイマール憲法 48 条に規定された大統領の非常権限は共和国自体の終焉をもたらしたものであるとして広く知られるが、氏はその前史に着目し、プロイスとシュミットを素材としつつ 48 条解釈の変遷を追跡していく。憲法の枠内での委任独裁、という危うい仕組みをコントロールすることの困難さが明確に示されたものといえよう。

研究大会は次期理事長に選出された出口雄一氏による閉会挨拶で幕を閉じた。報告に立っていただいた皆様、活発な質疑を行なってくださったフロアの皆様、オンライン視聴というかたちで見守ってくださった皆様に御礼申し上げる。そしてとりわけ、企画・会場・懇親会手配など、あらゆる面で活躍してくださった会場校の遠藤泰弘氏、2 日間にわたって司会を務めてくださった山口亮介氏(中央大学)に、深く感謝したい。

本研究大会の内容は、新たな執筆者を迎えた上で、2024 年 12 月に叢書として出版される予定である。

◆法文化学会第 26 回研究大会について ―異文化との邂逅と法―

後藤 武秀／井上 貴也／周 圓(東洋大学)

人々は社会のなかで出会い、影響し合う。また、文字や音声、造形、映像などの媒体を通じ、それを残した者の精神に触れ合い、反響する。人間がさまざまな形で、ときには時間と空間といった物理的制限すら越えてめぐり合うのと同じように、特定の人々からなる集団のなかで形成された文化も、人と物の移動ないし思想の流通とともに異なる文化と邂逅し、あるいは漸次的な、あるいは劇的な変容を見せることがある。そういった過程は、しばしば法の領域にも現れてくる。

今年度の研究大会では、「異文化との邂逅と法」を表題として、異なる人間集団の文化が広い時空のなかで出会った際に、さまざまな相互作用を経て法の学問と実務にもたらした影響を考察の対象とする。古今東西を問わず、社会と文化の変化に対応し、伝統の、あるいは外来の要素

を取捨しながらダイナミックな生命力を保とうとした法と法学に対して、基礎法と実定法の各分野はもとより、歴史学、政治学、人類学などの視座からも多角的な検討がなされることを期待したい。

このテーマに関心をもちご報告を希望される会員の方がおられましたら是非、ご連絡ください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目を希望される方も歓迎いたします。開催日程は以下の通りです。報告のご希望については 7 月 7 日までに事務局 (d.sakai@chiba-u.jp) 宛にご連絡ください。

今回は 5 年ぶりの都内対面開催となります。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

- ・日 程： 2024 年 11 月 16 日(土) 午前 9 時 50 分より
- ・開催方式： 対面開催
- ・会 場： 東洋大学 白山キャンパス(東京都文京区白山 5 丁目 28-20)
※会場教室は後日送付する開催案内にてお知らせいたします。

◆新任理事挨拶

山口 亮介 (中央大学)

このたび、新たに理事を仰せつかりました。法文化学会の入会が 2014 年の北陸大学における研究大会の時でありましたもので、本年度で入会からちょうど 10 年が経ったことに時の移ろいの早さを感じております。これまでにも学会事務局補助および幹事として学会運営のお手伝いをしてまいりましたが、今回あらためて理事として学会のお役に立てればと考えております。どうぞよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

◆事務局からのお知らせ

・ 2023 年度会計報告

2023 年度の会計 (2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日) は、監事の先生方に次頁に掲げる内容で監査をいただきました。

・ 年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2024 年度 (2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日) の会費 (5,000 円) の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費 5,000 円には、機関誌である叢書『法文化—歴史・比較・情報』の割引購読料 3,000 円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい (なお、入れ違いで納入いただいている場合もあろうかと存じます。その際は、不手際をご海容下さい)。

2023年度 収支	
総収入	1,525,365
総支出	801,079
次年度繰越金	724,286
2023年度 収入内訳	
年会費	575,000
前年度繰越金	787,365
大会収入	163,000
計	1,525,365
2023年度 支出内訳	
郵送費	23,314
文具代	7,705
出版経費	610,722
大会費用	159,338
計	801,079

郵便振替口座番号：00130—4—659540

口座名義：法文化学会

* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

・入会の申し込みについて

学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴（在学中を含む）と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

・Eメール登録および郵送物発送先情報更新のお願い

法文化学会では、現在会員への各種情報の周知をより迅速かつきめ細やかに行うべく、郵送での連絡のみならず、メーリングリスト等のウェブ上での情報周知および連絡体制の整備を行っております。お手数とは存じますが、メールアドレスをご登録でない会員の皆様におかれましては、次のメールアドレスに現在お使いのメールアドレスからメールの送信をお願いいたします。

legalculture@g3.xrea.com

※メールのタイトルは「法文化学会 Eメール登録」と入力いただき、本文にご所属とお名前を記入頂ますようお願いいたします。

ここ数年、ご所属や住所等の変更にともなう郵便物の不達が増加しております。ご所属や住所、電話番号等の変更がある方は、変更後の情報をお知らせいただけますと幸いです。

法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ <http://legalculture.g3.xrea.com/> を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。